

第21章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い2国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の2国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

図表 経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国 (発効済)	締結・交渉の状況
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意／2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意／2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
（交渉中）	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始
環太平洋パートナーシップ（TPP）協定	2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2015年10月大筋合意／2016年2月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
EU	2013年4月交渉開始
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
（交渉中断）	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

I 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。金融サービスについても1章が割かれている。2010年3月に交渉開始。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名。

協定の発効には、全ての署名国による批准若しくは署名が行われた2016年2月から2年が経過した時点又はそれ以降に署名国全体のGDPの85%以上を占める少なくとも6か国が批准を終えていることが必要となる（うちGDP85%以上の要件を満たすには日本と米国の批准が必須）。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名した中、米国を除く11か国は、協定の早期発効に向けて5月にベトナム（ハノイ）においてTPP閣僚会合を開催。会合後の閣僚声明には、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を11月のAPEC首脳会合までに完了させること等が盛り込まれた。

II 経済連携協定（EPA）交渉等

現在、8つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおりである。

1. 日EU経済連携協定

2013年4月に交渉開始。

2. サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA：Trade in Services Agreement）

1995年のWTOの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）」が発効されたが、発行から長期間が経ち、さらなる自由化の必要性が増していることから、22（現在は23）カ国・地域が2013年6月に交渉開始。

3. 東アジア地域包括的経済連携

（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013年5月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

4. 日中韓FTA 2013年3月に交渉開始。

5. 日トルコEPA 2014年12月に交渉開始。

6. 日カナダEPA 2012年11月に交渉開始。

7. 日コロンビアEPA 2012年7月に交渉開始。

8. 日ASEAN EPA

(AJCEP:ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)

物品貿易等については2008年12月から順次発効。2010年10月から、投資・サービスの交渉を行っており、サービス交渉については、2015年11月に交渉を終了している。

III 世界貿易機関（WTO）による貿易政策検討制度（TRB）審査

WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。二年に一度対日審査が行われており、2017年3月に対面会合が行われた。

第2節 アジア地域ファンドパスポート（ARFP）

2010年以降、APECにおいて、アジア地域ファンドパスポート（ARFP）についての検討が行われてきた。ARFPは、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化を図るための枠組みである。

ARFPのルールの検討に当たっては、当庁も関与して具体的な検討を行ってきたところ、ルール案における投資者保護のための措置も明確となったことから、2015年9月のAPEC財務大臣会合において、日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ及びフィリピンの6カ国が参加表明文書に署名を行った。その後、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOU）に署名を行い、同月30日に同MOUが発効した。

2016年6月、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）が設置され、当庁の三輪国際証券規制調整官が、2017年6月30日までを任期として初代議長に就任、2016年11月にクアラルンプール、2017年4月に東京において合同委員会対面会合を行った。

第3節 当局間協議

金融庁は、2016事務年度においては、台湾、インド等多くの国・地域の金融当局との間で2国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、イラン中銀との間で、監督協力に関する書簡交換を実施した。

I 欧州委員会（EC）

金融庁と欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）との間で、1985年以来、1～2年に1回程度のペースで日EUハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・EUが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年1月20日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2014年3月28日	ブリュッセル	国際政策統括官	域内市場・サービス総局長

II スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で2年に1回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2015年12月1日	ベルン	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長
2014年2月28日	東京	国際政策統括官	スイス財務省次官補

III インド

2014年11月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016年1月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年9月15日	東京	金融庁参事官	インド財務省経済局長
2016年1月28日	ニューデリー	金融庁参事官	インド財務省経済局長

IV 台湾

2014年11月、台湾金融監督管理委員会（FSC）の黄副主任委員より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。年に1～2回のペースで開催予定。第1回を2015年12月に台北にて、第2回を2016年11月に東京にて開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年11月10日	東京	総務企画局審議官	銀行局長
2015年12月22日	台北	総務企画局参事官	銀行局長

V 韓国

韓国金融監督院（FSS）クォン院長と畠中長官（当時）の面会を契機として、2012年10月より年に2回のペースで、日韓の金融機関を取り巻く経済情勢や両当局間の協力等について議論する日韓金融協議を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年6月3日	東京	長官	韓国金融監督院長
2015年11月23日 ～24日	ソウル	長官	金融委員会委員長・金融監督院長

VI 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組として、第1回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合（個室幹部級）を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016年8月19日	烟台市	総務企画局審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長
2015年3月16日	東京	金融国際審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長

第4節 金融技術協力

I 概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

II 活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の7か国 14 当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組を構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2016事務年度においては、例えば以下のような国を対象とし、対象国のニーズに応じた技術支援を実施。

- ① ミャンマーでは、証券分野において健全かつ公正な資本市場の育成のため、ミャンマー計画財務省に長期専門家を継続派遣し、2016年3月に取引を開始したヤンゴン証券取引所（YSX）の発展に向けた支援を継続。また、保険分野において2017事務年度より新たに長期専門家を派遣予定。
- ② ベトナムでは、ベトナム国家銀行（SBV）への当庁職員派遣やセミナー開催を通じ、不良債権処理の促進を支援。証券分野においてはハノイ証券取引所のデリバティブ市場開設に向け、金融当局に対するキャパシティビルディングを実施。
- ③ インドネシアでは、継続的なトップ会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。FinTechやマクロプルーデンスポリシー等先方より関心が示された複数の分野における知見共有のためのセミナーを実施。
- ④ タイでは、証券及び保険当局とトップ会談を行い、FinTechなど両国における金融行政の課題に係る意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招へいし、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

第5節 グローバル金融連携センター（G L O P A C）

I 概要

2014 年 4 月に設置したアジア金融連携センター（A F P A C：Asian Financial Partnership Center）を、2016 年 4 月にグローバル金融連携センター（G L O P A C：Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。G L O P A C では、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

II 活動実績

2014 年 7 月以降、22 の国・地域^(※) の金融当局者を招聘し、計 77 名の研究員・インターン生が A F P A C 及び G L O P A C のプログラムを修了した（2017 年 6 月時点）。

長期滞在の研究員については、概ね 2～3 ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、G L O P A C の研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、五つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

- ① 卒業生を日本に再招へいし、現役生や当庁職員との意見交換の実施
 - ② 当庁職員が現地に出張し、卒業生との意見交換を行う同窓会の実施
 - ③ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
 - ④ G L O P A C が発行するニュースレターの送付
 - ⑤ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招へい
- (※) イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、タンザニア、ドバイ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオス。

	受入期間	人数	出身当局
第1期	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム中銀（1）モンゴル証券当局（2）
第2期	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ中銀（2）ベトナム証券当局（1）モンゴル中銀（1）ミャンマー経済銀行（1）タイ証券当局（1）
第3期	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア中銀（1）ベトナム中銀（1）ベトナム保険当局（2）モンゴル保険当局（2）タイ証券当局（1）
第4期	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア・インド・ラオス・スリランカ・タイ・ベトナム証券当局各1名、モンゴル証券当局（2）
第5期	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ中銀（1）タイ財務省（1）カンボジア中銀（1）ベトナム中銀（1）モンゴル中銀（2）
第6期	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ中銀（1）タイ財務省（1）カンボジア中銀（1）ベトナム中銀（1）モンゴル中銀（2）
第7期	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン・カンボジア・タイ・ベトナム・ミャンマー中銀各1名、インド準備銀行（1）ペルー銀行保険監督庁（1）モンゴル金融規制委員会（1）
第8期	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム・ブラジル・メキシコ保険当局各1名、インドネシア保険当局（2）ミャンマー財務省金融規制局（1）
第9期	2017年2月22日 ～5月19日	9	インド・エジプト・カンボジア・タイ・タンザニア・ベトナム・ボツワナ・ラオス証券当局各1名、アスタナ国際金融センター当局（1）
インターン（数週間） 国内大学院に留学中の者		12	ウガンダ中銀（1）ウズベキスタン中銀（1）カンボジア中銀（1）タイ中銀（5）フィリピン中銀（1）フィリピン証券当局（1）ブラジル証券当局（1）ベトナム財政省（1）
短期研修（数日間）		3	ベトナム中銀（3）